

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 8 日現在

機関番号：10104

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24530386

研究課題名(和文)近代北西ドイツ農村社会の地域管理と大農寡頭制

研究課題名(英文)The local and regional governance and oligarchy by wealthy farmers in northwest Germany's rural society during 18th and 19th centuries

研究代表者

平井 進(Hirai, Susumu)

小樽商科大学・商学部・教授

研究者番号：30301964

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、北西ドイツ北海沿岸地方東部の地域自治を支えた大農寡頭制について、それを担う地域指導層とその社会的基盤と考えられる農民的上層住民に注目して、主に18・19世紀前半のエルベ川河口湾周辺地域についてハーデルン地域を中心に検討した。第1に、土地保有の特質などの社会的実態、第2に、相互の及び市民層との社会的関係、第3に、役職者選出などの自治的な地域管理との関わり、以上が本研究の主要内容であった。

研究成果の概要(英文)：This research considers the role of local and regional office holders in supporting oligarchic self-government as well as that of wealthy farmers (Hausmann) in the east region of the German North Sea coastal areas, mainly the area around the Elbe estuary (chiefly the Land Hadeln), from 1733 to 1852. The three areas discussed here are: 1)The social realities of the office holders and the wealthy farmers, especially the characteristics of their farm and land holdings; 2)The social links and networks among the two groups, as well as between them and the civic middle class; 3)Their participation in the local and regional administration system, particularly the elections of the office holders in the parishes who shouldered the responsibility of self-government for the other inhabitants and the territorial state.

研究分野：経済史

キーワード：経済史

## 1. 研究開始当初の背景

ドイツ北西部の北海沿岸地方(沿海部・河川下流域を含み、特にマルシュ地帯)は、フランス東北部・ベルギー(フランドル)からオランダを経てデンマーク(ユットランド)に連なる国際的な広がりをもつ北海沿岸地帯の一部をなすが、歴史学的に以下のような性格をもっていた。国制史的研究によれば、近世領邦支配の下でも農民身分による村落・教区を越えた広域的な政治参加(地域自治や領邦諸身分への参加)で知られ、とりわけヴェーザー川以東の東部は、近世領邦支配を受け入れた後も独自の地域自治組織・地域特権・法慣習を維持した地域が少なくなく、農民的ラントシャフトなどとも呼ばれている。他方、近年進展が著しい環境史研究において、北海沿岸地方は治水問題に関して代表的な事例地であるが、その中でもドイツ北海沿岸地方、特に東部は、堤防・排水管理の必要性や水害被害に対する地域自治的な対応(領邦支配から相対的に自律的な地域組織の存続・発展など)で知られている。

近世北西ドイツ北海沿岸地方、特に東部は、このように農民的な地域自治あるいは自治的地域管理の代表的な地域とされるが、他方、農村社会史的な検討は全般に極めて不十分であった。(少なくとも16世紀以降について)内陸部とは異なる、領主制や農業共同体組織の存在の限界性または欠如、内陸部と比べて早期から市場指向的農業経営や大きな住民階層差と大農層の存在などが簡単に指摘してされてきたが、村落や教区団体といったゲマインデや(より広域的な)地域の指導層として自治を支えたと考えられる農民的上層住民の社会的実態や社会的関係、活動については、正面からの研究に乏しく、未解明部分が多い。

しかしながら、その研究は、近世領邦支配を越えて19世紀まで存続・発展した地域自治の実態把握に貢献することにとどまらず、農村社会史的文脈に限定しても、内陸部の事情を基礎に形成されてきた研究史上の常識を大きく相対化し得ることをも期待できよう。すなわち、領主制や共同体がほとんど欠如した地域でいかに農村社会が組織されていたのかという観点から、それらの存在を自明視する「ヨーロッパ」農村社会像というべき通説からヨーロッパの多様性論というべき立場への視座の転換に対する寄与が期待できるという意味で、新たなヨーロッパ農村社会史像の形成の一里塚ともなろう。

## 2. 研究の目的

このような研究関心を背景にして、18・19世紀前半における北西ドイツの北海沿岸地方(マルシュ地帯、特に東部)に関して、自治的地域管理の実体的構造をなすと考えられる大農寡頭制の社会的実態について、本研究は、地域指導層とその社会的基盤と考えられる農民的上層住民の実態、その社会的関係

及び領邦支配下での地域管理との関わりの三面を中心に探求しようとした。そのために、本研究では、前提として地域の農業史的な基本特徴、社会的実態として土地保有及び土地保有者としての特質、社会的関係としては社会的結合やネットワーク(主に相互関係、市民層や領邦地方官吏との関係、高等教育との関係など)、地域管理との関わりとしては特に地域指導層への役職者選出を調査・検討することにした。

## 3. 研究の方法

中心的な事例地としては、北海沿岸地方東部のエルベ河口湾の周辺地域、主として現在のニーダーザクセン州側に位置するハーデルン地域、特にエルベ河口湾に面した高地地区を取り上げ、対象時期は、概ね18・19世紀前半(この地域の領邦帰属=ハノーファー選帝侯領が確定した1731年から3月革命後に地方制度改革が行われた1852年まで)とした。また、地域指導層としては、ゲマインデレベル及びより広域的な地域組織の指導層を想定して、各教区の指導的役職者を対象とした。北海沿岸地方東部では各教区の指導的役職者はたいてい同時に広域的な地域組織の役職者でもあり、ハーデルンでも同様である。また、地域役職者の社会的母胎と想定される農民的上層住民として、この地域も含む北海沿岸地方で一般にハウスマンと呼ばれるホーフ保有者層(狭義の農民)を想定した。

ハーデルン地域について、参照した史資料は、1)行政文書。教区(ゲマインデ)文書、広域地域組織(シュテンデ)文書・領邦下級官庁(管区庁・領邦裁判所)文書、領邦中級官庁(大管区庁など)文書、中央官庁(枢密参事会など)文書(若干のみ)。この内シュテンデ文書と中央官庁文書は少なからぬ戦災被害を受けたが、この地域固有の資料として、2)19世紀初めの地域指導層自らが整理・記録した資料群及び収集・複写した文書類。これを補うものとして、3)20世紀前半以降の郷土史家たちによる手稿類。以上の史資料は、主にニーダーザクセン州立シュターデ文書館、クックスハーフェン郡立文書館、クックスハーフェン市立文書館、一部は州立ハノーファー文書館などに所蔵される。4)教区簿。当該の教区教会事務所に保管される。5)公刊資料及び6)地方史文献。上記の文書館・図書館に加え、ハンブルク大学総合図書館などで参照し得た。実際の調査では、史資料の性質・分量、伝来状況、時間的制約に応じて、地域全体、高地地区、高地地区の一部教区と調査範囲を適宜調整した。

## 4. 研究成果

### 1)農業史的な基本特徴

エルベ河口湾の左岸に位置するハーデルン地域は、当該時期にハノーファー選帝侯領に所属したが、高地地区と低地地区に分かれ、

主な事例地とする高地地区は沿岸寄り、大部分が肥沃な粘土質タイプのマルシュ土壌（海拔平均 1.5 メートル）である。基礎的な行政的ゲマインデは教区裁判区（以下教区）であり、各内部は複数の教区内地区に分かれた。堤防組織は教区単位で、排水組織は教区の枠を越えたが組織管理は関係教区の役職者が兼任していた。

高地地区では、農地の大半を占める堤内地は排水溝で囲まれた不規則なブロック状農地（旧定住地域）かマルシュ・フーフエ農地（植民地域）で、共同耕地・開放耕地を形成していたとは考えられない。共有地は 1 教区の湿原部分、共同放牧地は堤外地に限られた。このように農業共同体的関係は希薄で、フーフエ制やその他の屋敷地・耕地・共同地用益権が結合した村落持分の制度も知られていない。かかる農地で、休閑は残るがアブラナやクローバを含む 7-8 年の輪作（一種の穀草式農法）が営まれ、19 世紀前半には農地の大半が耕地で、牧草地は少なかった。

農民保有地は自由な所有地、永借地、マイアー権保有地（土地領主制下の保有地）に分かれた。永借地は植民地域で中世に多く存在したとみられるが、大半は 16 世紀後半に自由な所有地となり、対象時期には若干数（主な永貸人は領邦君主）が存在したのみであった。他方、少数のマイアー権保有地は高地地区では領邦君主と 1 貴族を領主としたのみで、地域全体でも他に隣接地域の修道院が低地地区に数個の保有地をもったにすぎなかった。居住する貴族は高地地区に 1 家族のみで 1 グートをもち、領邦君主地は 1 グートの他に各所に点在し、それらの一部がマイアー地・永借地・（有期）借地とされていたが、地域内の農地の大半は農民の自由な所有地であった。

## 2) 農民的上層の土地保有及び土地保有者としての特質

当地域の農民的上層住民（ホーフ保有者＝本来の農民）であるハウスマン層に法的・慣習的な身分定義はないが、それは堤防番の引受資格などから 5 ヘクタール程度以上の土地保有者とみられる。その中でも教区役職者は平均的にみれば大農的傾向をより強くもち、1810-20 年代には、3 教区をみる限り、保有地規模がたいがい 10 ヘクタール以上、多くは 20-50 ヘクタール程度であった。

また、ハウスマン層は、1800-1820 年代の 3 教区の史料をみる限り、しばしば居住教区の内外の複数の地区に農地をもち、1 地区に土地保有の中心（居住ホーフ）があった。他地区の保有地がより少ないかわずかな場合（借地化か）が多かったが、居住地区外に 10ha 以上もつ場合（複数ホーフの保有）も少ない。

3 教区をみる限り、ホーフ保有者の家族名の交替は頻繁だった。ホーフの保有者交替において、家族名を維持した相続は、例外はあるものの多くのホーフでせいぜい 3 回程度

までで、保有者家族名の交替は娘婿や保有者未亡人の再婚相手による相続に加え、ホーフの売買による場合もしばしばみられた。また、そもそも、ホーフの売買による転居も少なかった。

1826-1852 年の 3 教区の動向をみる限り、地片の相続や売買による土地移動はより日常的であり、農民の土地所有規模やホーフ規模も絶えず変動していたと考えられる。ホーフ分割はできれば回避された。1820 年代にいわれているが、そのことは必ずしも土地不分割を意味しなかったと考えられる。さらに、1813 年頃の 1 教区の状況をみる限り、分割されたホーフが若干数存在しており、ホーフ不分割も絶対的ではなかったことがわかる。

## 3) 社会的関係

農民的上層家族は、姻戚関係で相互かつ広範囲に結びついていたと考えられる。すなわち、ハウスマン層は、教区役職者であれ他のホーフ保有者であれ、しばしば教区内地区や教区をも超えて、階層内婚を指向し、地域内の主要な家系は姻戚関係で広くつながっていたとみられる。もっとも史資料の状況がよいと思われる 1 教区を調査し得たが、そこでは 1731-1852 年の指導的教区役職者 45 人の中で 43 人がホーフ保有者であったが、本人も配偶者も若干の地域外出身者を除けば大多数が地域内の主要なハウスマン家系出身であり、27 人が指導的役職を経験した父親が義理の父親をもち、さらに 4 人が同様の伯父・兄弟をもち、また、25 人が婿入りした本人または嫁入りした妻が他教区出身者（地域外出身者も含む）であった。

都市民・市民的職業従事者と農民的上層家族の親族・婚姻関係が少なからず存在した。中心市オッテルンドルフの市民登録簿・家系資料をみれば、上層市民も含めて市民と、周辺あるいは高地地区の農村教区のハウスマン家族との姻戚・親族関係が頻出する。18 世紀末の有名市長が代表例である。また、市民・その他の商工業者の農地保有も各種の土地保有関係史料から確認され、規模は様々であった。一般に借地に出されていたと考えられるが、市民が農村教区のホーフに転居する事例があり、また、絶対数は少ないが、商工業者が農村教区の役職者になった事例や引退後転入した市民の息子が教区長になった事例が確認される。

地域から広く北ドイツの諸大学へ進学する者がみられたが、18 世紀中頃からゲッティンゲン大学とヘルムシュテット大学に集中する傾向にあった。農村教区からも進学者も確認され、牧師等の子弟の他に農民的上層家族出身者も存在した。また、中心市にラテン語学校、農村教区の一つの小学校にラテン語クラスが設置され、ラテン語学校進学者はより多くいたとみられる。農村教区出身者の中には卒業後中心市で弁護士として活動した者、農村教区で聖職者となった者などの他に、帰郷して父親のホーフを継承する者もい

た。こうした教育水準を背景に、フランス語能力を生かしてフランス占領軍と交渉したり、当地の事情を農学者 A. テアの農業雑誌で報告した教区役職者が確認される。ただし、確認される大学進学者は 1830 年頃から減少しているように思われ、三月前期にラテン語学校も衰退した。農業経済の状況に関わる可能性があろう。

農民的上層家族と市民的世界とのこうした社会的・文化的な近さにもかかわらず、地域内の領邦下級官庁（管区庁・領邦裁判所）の少なくとも幹部職員の場合、農民的上層との親族・婚姻関係はあまり確認されなかった。この地域の（狭義の）領邦官吏は地元出身原則に拘束されないため地元出身者がまれで、領邦単位で移動する余所者であったことに関わると考えられる。

#### 4) 教区役職者の選出

地域内の主な教区役職者としては、教区長、教区助役、教区内地区代表者、教区書記が挙げられる。前三者は無給の名誉職で、最も重要な前二者は、教区の自治行政を支えるとともに、徴税などの領邦行政の末端でもあった。前二者は、地域レベルでも、自治的地域管理を主導するシュテンデ委員会を構成してシュテンデ代表を選出するとともに、領邦裁判所での裁判にも関与した。

前二者の選出は、まず自己補充原則によって助役選出の場合教区長・他の助役が候補者 3 名を中級官庁に推薦し、教区長選出の場合助役がシュテンデに候補者 6 名を推薦してシュテンデが 3 人に絞って領邦当局に推薦し、その中から領邦当局が指名・承認する形式が取られた。被選出資格としては事実上地元の土地所有者であることとある程度の教養が求められたが、一部のホーフの保有と結びつく規定はなく、保有地の面積基準もなかった。

以下に関しては、1731-1810 年については史料の分量・時間的都合の関係から 3 教区分に限定して、1813-1852 年については 7 教区分を調査したが、実際の選出では、教区長や助役に空席ができると教区から中級官庁に報告され、後者は候補推薦の指示が下級官庁経由で前者に出され、数週間以内に当該教区及び教区の場合シュテンデが候補者を中級官庁に推薦した。中級官庁は地元の下級官庁に意見を照会し、下級官庁の意見書を基に中央官庁に適切な候補を示す意見書を提出し、中央官庁はそれに基づき指名・承認する辞令を出して中級・下級官庁経由で教区に伝達し、被指名者は下級官庁で宣誓した。

空席補充の契機は、役職者の死亡に加え、老衰・病気などによる引退であり、後者は 18 世紀末以降増えていった。教区やシュテンデが推薦した候補は、他の役職者が無役のハウスマンがほとんどであった。候補者の決定・推薦理由は公式には語られなかったが、特定ホーフの保有者や特定家系の所属者が制度上推薦されていた証拠は見いだされなかった。なお、役職者候補に推薦されても指名を

回避しようとする傾向が 19 世紀前半に次第に強まった。

教区役職者の任免は領邦官吏のように中央官庁が辞令を出していたが、空席補充の際に照会された下級官庁の意見書にほとんどの場合中級・上級官庁は従うため、下級官庁が被指名者を実質的には決定していた。それは、研究史の一部が想定したように教区・シュテンデが推薦した候補者の内最初に挙げられた者を推薦したとは限らず、実際に審査していたと考えられる場合も少なくなかった。下級官庁の幹部が上記のように農民的上層の親族・姻戚関係にあまり統合されていなかったとみられるのは、ここで大きな意味をもったと考えられる。下級官庁の意見書は能力や行政経験を重視し、教区内での声望と経済力にもしばしば言及した一方、同じ教区以外の役職者の親族を避けた事例も存在したが、特定ホーフの保有などには言及はない。そして、1840 年代には、農民的上層とはいえない教区書記が候補に推薦されると、下級官庁による高い能力評価に基づき、教区長に指名された事例が確認される。また、上述のように、少数だが、農村教区に在住する商工業者も役職に就任していた。

結果として保有者や所属者が何度も教区役職者に選出された有力なホーフや家系は確かに存在したが、役職が少数のホーフや家系にのみ集中するというほどではなく、それらと制度上結合していたわけでもなかった。地域指導層は基本的に農民的上層を基盤とした寡頭集団ではあるが、閉鎖的な出生エリート（閉鎖的特権身分）とは必ずしもいえず、一定の開放性をもった機能エリートの性格をある程度もっていたと考えられる。

なお、この問題の関係史料は分量が多く調査対象を限定したが、情報も多いことがわかり、今後、1731-1810 年の未調査教区分なども調査することを検討している。

#### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 4 件）

平井進、「書評：藤田幸一郎『ヨーロッパ農村景観論』」、『歴史と経済』、2016 年、査読なし。

平井進、「18・19 世紀前半の指導的役職者・領邦地方官吏と土地所有」、『Discussion Paper Series』（Center for Business Creation/Oturu University of Commerce）、第 164 巻、2014 年 3 月、1-33 ページ、査読なし。

平井進、「19 世紀北西ドイツの農村ゲマインデ制の変革：自治参加と家屋・土地保有要件」、『歴史と経済』、第 221 号、2013 年 10 月、1-17 ページ、査読あり。

研究者番号：

〔学会発表〕(計 3 件)

平井進、「土地利用とヨーロッパの多様性」、社会経済史学会関東部会、東京大学、2015 年 1 月 25 日。

平井進、「18・19 世紀初頭のドイツ北海沿岸低湿地農村：環境・土地保有・水管理」(パネルディスカッション「近世後期越後平野における割地制度」)、社会経済史学会第 83 回全国大会、同志社大学、2014 年 5 月 25 日。

平井進、「ドイツ農村社会史の観点から」(パネルディスカッション「イギリス農業革命の諸相：18 世紀後半～19 世紀半ばのイギリス農業」)、社会経済史学会第 82 回全国大会、東京大学、2013 年 6 月 2 日。

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕

○出願状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

○取得状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

平井 進 (HIRAI Susumu)

小樽商科大学・商学部・教授

研究者番号：30301964

### (2) 研究分担者

( )

研究者番号：

### (3) 連携研究者

( )